

◎新潟県告示第1298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年10月30日

新潟県新発田地域振興局長

1 退 任

監事 胎内市下館 1416 番地 2 錦織 作雄

退任年月日 平成 24 年 10 月 8 日